

各 位

一般社団法人よりそいネットおおさか

一般社団法人よりそいネットおおさかへの加盟について(依頼)

拝啓

時下、皆様方におかれましては益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、2013年3月に「一般社団法人よりそいネットおおさか」として新たなスタートを切り、4年間の活動をみなさまのご支援・ご協力のもと、邁進してまいりました。

一般社団法人よりそいネットおおさかは、大阪のこれまでの社会運動や支援活動の歴史の上に、矯正施設退所者の現状や課題を踏まえ、さまざまな機関・団体、個人が集まり結成された、大阪らしいネットワーク法人です。しかしながら、法人運営、地域生活定着支援センター事業を取り巻く運営環境は大変厳しいものがあります。

法人の活動は、これまで法人運営のほか、地域生活定着支援センター事業を大阪府より受託し、また、社会福祉推進事業による厚生労働省からの調査事業を受託するなど、矯正施設退所者等の諸問題について取り組んできました。活動の財源は、会費収入の他は、公的財源に大きく依存しており、活動の基盤も脆弱と言わざるを得ません。

また、矯正施設等で特別調整対象者と選定される人は、全体から見ればごくわずかで、従前のおおと、満期釈放で社会に出られる方が圧倒的です。そのため、地域の関係機関からの相談（相談支援業務）対応が非常に多いのも大阪の特長で、近年は、矯正施設入所前（被疑者・被告人段階での）相談支援依頼も増えてきています。

可能な限り支援の必要な方への関わりを関係機関と連携しながら、再犯リスクへの関わりや自立に向けた支援体制の構築に丁寧に取り組んでいるところですが、委託費だけでは、十分な対応が難しい状況となっています。法人負担も当然ながら必要となっていますが、法人運営の財源・体制ともに脆弱な運営をしてきております。

こうした状況の中で、昨年度（2016年度）は、大阪府福祉基金の助成が決定し、当事者を支援する支援者の支援のための「よりそいセミナー」や「よりそい専門研修会」、府民・市民の理解を進めるための「よりそい府民フォーラム」の開催、シェルターの運営、当事者の就労支援などに取り組みました。そして、今年度（2017年度）も引き続き大阪府福祉基金の助成決定を受け、これまでの取組をさらに発展させていきたいと考えています。

皆様方には、これまでもご支援・ご協力をいただいているところではありますが、どうか事情をご考慮いただき、おひとりでも多くの方々に、「一般社団法人よりそいネットおおさか」へのご加入も賜り、共に協働の輪を拡げていくことをお願いしております。

なお、ご加盟いただけます団体・個人の方におかれましては、所定の「加盟届」を当法人宛にご送付いただければ幸いです。何卒よろしく願いいたします。

敬具

一般社団法人 よりそいネットおおさか 会費規定

(総則)

- 第1条 一般社団法人よりそいネットおおさかの社員の定款第7条の規程に基づく、会費に冠する必要な事項を定めるものとする。
- 2 本規程の変更は、社員総会の議決を得て行うものとする。
 - 3 本規程は、一般社団法人の会費に関する事項であって、本規程に定めのない事項及び本規程の実施に関して必要な事項は、代表理事が定めるものとする。

(会費の額)

第2条 会費の額は、次の通り定めるものとする。

法人会員 5,000円/口

個人会員 1,000円/口

- 2 会員は、2口以上の会費を支払うことができる。

(会費の納入方法)

第3条 一般社団法人への加盟届が承認された時、または一般社団法人からの請求書を受領後、速やかに前条に定められた金額を一般社団指定の金融機関に振り込むか、または現金により支払うこととする。

(会費の返還)

第4条 一般社団法人は納入された会費は返還しないものとする。

附 則

本規程は、平成25年3月21日から実施する。

平成25年3月21日
一般社団法人よりそいネットおおさか
代表理事 梶本 徳彦

◆ 問い合わせ先・入会届送付先

一般社団法人よりそいネットおおさか（大阪府地域生活定着支援センター）

〒542-0012 大阪府大阪府中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階

電話番号：06-6762-8644 FAX番号：06-6762-8645

E-Mail: oosakateichaku@oosaka-teichaku.jp